

国立大学法人東京農工大学印章規程の一部改正

現行	改正	改正理由																
<p>本則</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 本学の法人印は、次の各号のとおり分類する。</p> <p>(1) 組織印 本学及び国立大学法人東京農工大学組織運営規則第4条から第11条に規定する組織及び施設(以下「組織等」という。)の名称を刻印した法人印で、その種類及び管守責任者は、別表第1のとおりとする。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 会計機関印 本学の会計機関名を刻印した法人印で、その種類及び管守責任者は、別表第3のとおりとする。</p> <p>別表第2(第2条第1項第2号関係)</p> <table border="1" data-bbox="181 967 1048 1246"> <thead> <tr> <th>職印の種類</th> <th>管守責任者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>東京農工大学理事(学術・研究担当)の印</td> <td>研究推進部研究支援課長 研究推進部研究支援課次長</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	職印の種類	管守責任者	(略)		東京農工大学理事(学術・研究担当)の印	研究推進部研究支援課長 研究推進部研究支援課次長	(略)		<p>本則</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>別表第2(第2条第1項第2号関係)</p> <table border="1" data-bbox="1113 967 1908 1246"> <thead> <tr> <th>職印の種類</th> <th>管守責任者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>東京農工大学理事(学術・研究担当)の印</td> <td>研究推進部研究支援課長 研究推進部研究支援課産学連携室長</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	職印の種類	管守責任者	(略)		東京農工大学理事(学術・研究担当)の印	研究推進部研究支援課長 研究推進部研究支援課産学連携室長	(略)		
職印の種類	管守責任者																	
(略)																		
東京農工大学理事(学術・研究担当)の印	研究推進部研究支援課長 研究推進部研究支援課次長																	
(略)																		
職印の種類	管守責任者																	
(略)																		
東京農工大学理事(学術・研究担当)の印	研究推進部研究支援課長 研究推進部研究支援課産学連携室長																	
(略)																		

別表第3(第2条第1項第3号関係)		別表第3(第2条第1項第3号関係)	
会計機関印の種類	管守責任者	会計機関印の種類	管守責任者
(略)		(略)	
国立大学法人東京農工大学契約担当役の印 研究支援課	研究推進部研究支援 課次長	国立大学法人東京農工大学契約担当 役の印 研究支援課	研究推進部研究支援課 産学連携室長
(略)		(略)	

附 則(平成29年4月18日規程第9号)

この規程は、平成29年4月18日から施行し、平成29年4月1日から適用する。